

議案第45号

あきる野市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

職員の不祥事に対し、管理監督者としての責任を明らかにするため、教育長の7月分の給料を減額する。

あきる野市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

教育長の令和4年7月1日から同月31日までの間における給料の月額、あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例（平成7年あきる野市条例第28号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める給料月額から、その月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和4年7月31日限り、その効力を失う。